

「住民による新たな県民運動円卓会議」構築支援事業実施要綱

制定 平成20年8月21日

(改正 平成21年10月1日)

新“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議

(目的)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの維持・振興等のために、県内各地域の様々な課題に応じて、住民、町内会・行政区等、市民活動団体（NPO）、学校、企業、各種団体又は行政など、様々な主体が、自らの地域について対等に意見を交換し合える場としての「住民による新たな県民運動円卓会議（以下「円卓会議」という。）」を形成するためのサポートを実施するとともに、モデル的に構築した各地域の円卓会議による検討協議や実践行動の例を県全体に波及させていくことにより、地域の住民や各関係団体等が主体となった地域コミュニティづくりの支援を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、新“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議（福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課内（以下「推進会議」という。）」とする。

(事業の実施方法)

第3条 この事業は、県内に所在地を置き、全県域にネットワークを有する特定非営利活動法人（NPO法人）への委託により実施する。

(定義)

第4条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 円卓会議

地域の課題を解決するために、住民、町内会・行政区、地域づくり団体等の住民組織（以下「地域住民組織等」という。）が主体となり、市民活動団体（NPO）、学校、企業、各種団体及び行政機関など、様々な地域の関係者の自由な参加のもと、対等な立場で意見を交換しあい、課題の解決に向けた検討協議等を行うことを目的とする会議をいう。

(2) 円卓会議サポート組織

本事業を受託したNPO法人で、各地域において設置された円卓会議に支援スタッフを派遣し、各地域の円卓会議の展開をサポートする組織（以下「サ

ポート組織」という。)をいう。

(3) 円卓会議支援スタッフ

サポート組織から派遣され、地域の関係者が集う円卓会議を設置するためのサポート及び関係者が円卓会議において具体的な課題解決策を検討協議するにあたっての進行・助言（ファシリテート）の役割を担う者（以下「支援スタッフ」という。）をいう。

（市町村等への協力依頼）

第5条 推進会議は、本事業の周知広報及び実施等に関して、市町村、県地方振興局、推進会議構成団体等へ協力を依頼し、本事業を実施するものとする。

（円卓会議の実施方法）

第6条 円卓会議の実施方法は、次の各号により行うものとする。

(1) 市町村等からの推薦

ア 市町村、県地方振興局及び推進会議構成団体は、円卓会議を設置しようとする地域住民組織等を推進会議に推薦することができる。

イ サポート組織は、各地域の地域住民組織等を現地調査し、円卓会議を設置しようとする地域住民組織等を推薦することができる。

ウ 前ア及びイの推薦については、随時行うことができる。

(2) 地域住民組織等からの申込み

地域住民組織等が自ら円卓会議の設置に係るサポートを希望するときは、(1)の推薦以外にも、推進会議に対して直接申し込みすることができる。

(3) 地域住民組織等の募集

推進会議は、(1)の推薦以外にも、市町村等の協力のもと、地域住民組織等を対象として、円卓会議の設置に係るサポートの希望を募集することができる。

(4) サポートの決定

推進会議は、(1)の推薦、(2)及び(3)による申込みがあったときは、サポート組織と協議の上、サポートの対象とする地域住民組織等を決定する。

(5) サポートの実施

サポート組織は、(4)で決定された地域住民組織等に支援スタッフを派遣し、円卓会議の設置に向けた助言及び関係者間の調整に関するサポートを行う。

(6) 円卓会議の開催

ア 円卓会議は、地域住民組織等のリーダーが座長となり、これを主宰し開催する。

イ 支援スタッフは、円卓会議において地域の関係者が具体的な課題解決策を検討協議するにあたっての進行及び助言（ファシリテート）を行う。

ウ 円卓会議は、検討協議の状況等に応じて随時開催することができる。

(7) 地域での実践活動等

地域住民組織等は、円卓会議における検討協議が整ったときは、地域の課題解決のための具体的な実践活動に繋げていくものとする。

(8) サポートの終了

サポート組織及び支援スタッフは、円卓会議での検討協議が整い、地域住民組織等による地域の課題解決のための具体的な実践活動への準備が整った時点、又は、地域住民組織等による課題解決のための検討協議が今後も継続されることが見込まれた時点をもって当面のサポートを終了する。

ただし、サポート終了後においても、地域住民組織等からの求めに応じて、必要なフォローを行うものとする。

(9) その他

前各号のほか本事業の全体の概要については、別表を参考とする。

(円卓会議の経費)

第7条 円卓会議の開催に係る経費については、原則として円卓会議を設置する地域住民組織等が負担する。

2 地域住民組織等が行う地域課題の解決のための実践活動に係る経費については、公益信託うつくしま基金及び地域づくり総合支援事業（サポート事業、過疎中山間地域コミュニティ再生支援枠）等の助成金等を活用するものとする。

3 円卓会議への支援スタッフの派遣等に係る経費については、サポート組織が負担する。

(円卓会議モデルの紹介)

第8条 推進会議は、円卓会議における地域課題の検討協議から具体的な実践活動に至る過程等を、地域コミュニティの維持・再生の実施モデルとして、広く紹介する。

(支援スタッフ会議)

第9条 サポート組織は、定期的に支援スタッフ会議を開催し、支援スタッフ間における円卓会議の状況に関する情報交換や実施ノウハウの共有を図る。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

